

別添資料 1. 水道料金改定の背景

1) 県企業局の料金改定の影響による本市水道料金の改定

沖縄県企業局は令和5年12月28日に段階的な料金改定（令和6年10月1日、令和7年4月1日、令和8年4月1日）を決定しました。

企業局の料金改定の影響は大きく、本市水道事業においても急激な経営悪化が懸念されたため、県企業局の改定時期と合わせた段階的な料金改定（令和6年10月1日及び令和7年4月1日）を本市も行いましたが、令和8年4月1日以降の料金改定についてはR7年度中に検討するものとなっております。

【料金改定時期について】



※R6.10.1～R7.3.31は料金の軽減措置後
※R7.4.1～R8.3.31は料金の軽減措置を継続

7.11% + α の改定が必要
※県の増額改定の影響分が7.11%

2) 県の改定による本市水道事業への影響について

本市水道事業の経費に占める約50%は県からの浄水購入費となっておりますので、県と同時期に改定を行わなかった場合には、料金回収率が100%を下回る見込み（原価割れ）となっております。

料金回収率が100%を下回る見通し

※県の浄水購入費増分を料金に転嫁しなければ、料金回収率が100%を下回ることが常態化し、独立採算制での維持が困難となる。

